

# 株式会社まごころ 指定居宅介護・重度訪問介護事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社まごころが設置する24時間介護サービスまごころ（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護・重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「利用者」という。）に指定居宅介護・重度訪問介護の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）を派遣し、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を適切に提供することにより、利用者がその居宅等において、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようとする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護・重度訪問介護に関する援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前二項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」及び「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年山口県条例第40号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 24時間介護サービスまごころ
- 2 所在地 山口県山口市大内長野字鍛冶屋208番地

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

## 1 管理者 1 名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

## 2 サービス提供責任者 1 名以上（うち 1 名以上は常勤）

サービス提供責任者は、居宅介護・重度訪問介護計画の作成業務のほか、事業所に対する指定居宅介護・重度訪問介護の利用申込みに係る調整、サービス提供職員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行うものとする。

## 3 サービス提供職員 2. 5 以上（常勤換算）

サービス提供職員は、指定居宅介護・重度訪問介護の提供を行うものとする。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

#### 1 営業日 サービス提供は、365日24時間（ただし、介護計画書に基づく）とする。

サービス受付は、月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始（12/31～1/3）を除く）

#### 2 営業時間 サービス提供は、365日24時間（ただし、介護計画書に基づく）とする。

サービス受付は、9時から18時までとする。

（ただし、緊急の場合は転送電話により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。）

### （指定居宅介護・重度訪問介護の内容）

第6条 指定居宅介護・重度訪問介護の内容は次のとおりとする。

#### 1 身体介護

#### 2 家事援助

#### 3 重度訪問介護サービス

### （利用者から受領する費用の額及びその他の費用の額）

第7条 指定居宅介護・重度訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定居宅介護・重度訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とする。

#### 2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

##### 交通費

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護・重度訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15km未満 800円

通常の事業実施地域を越えた地点から、片道15km以上、5km毎に400円

3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。

4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、山口市内とする。ただし、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではない。

#### （緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、指定居宅介護・重度訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

#### （契約時の書面の交付）

第10条 利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した書面を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定居宅介護・重度訪問介護の内容、苦情受付窓口等を記載した書面を交付するものとする。

#### （サービス提供の記録）

第11条 指定居宅介護・重度訪問介護を提供した際は、その提供日、内容、実績時間数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

#### （勤務体制の確保等）

第12条 管理者は、適切な指定居宅介護・重度訪問介護が提供できるよう従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

1 採用時研修 採用後2ヶ月以内

2 継続研修 年2回

(衛生管理)

第13条 従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第16条 指定居宅介護・重度訪問介護の提供に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第17条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第18条 指定居宅介護・重度訪問介護事業について、主たる対象とする障害の区分を、身体障害者、知的障害者、障害児及び精神障害者とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第19条 当事業者は、利用者の人権擁護・虐待の防止等に対応するための担当者を置き、虐待防止のための指針や相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、従業者に対する研修、虐待防止のための対策を検討する委員会の設置等その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社まごころと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附記 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附記 この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附記 この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附記 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附記 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附記 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附記 この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附記 この規程は、平成23年3月24日から施行する。

附記 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附記 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附記 この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附記 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附記 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成25年4月30日から施行する。

附記 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附記 この規程は、平成26年2月22日から施行する。

附記 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附記 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附記 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成27年4月21日から施行する。

附記 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附記 この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附記 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附記 この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附記 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

- 附記 この規程は、平成28年10月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年2月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年8月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 附記 この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和1年7月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和1年9月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和1年11月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和2年5月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和3年11月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 附記 この規程は、令和7年12月3日から施行する。